

議題 2

特定個人情報保護評価書の公表状況等について

- 資料 1 特定個人情報保護評価書公表状況
- 資料 2 大阪府特定個人情報保護評価諮問手続等実施要領 新旧対照表
- 資料 3 大阪府特定個人情報保護評価諮問手続等実施要領
- 資料 4 番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）に係る情報連携について
- 資料 5 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例
- 資料 6 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例
施行規則

府政情報室情報公開課

【特定個人情報保護評価書公表状況】

大阪府知事

評価書番号	評価書名	評価実施機関	公表日
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務（基礎項目評価書） 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務（全項目評価書）	大阪府知事 (総務部市町村課)	平成27年5月 29日
2	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	大阪府知事 (福祉部子ども室)	平成27年6月 12日
3	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	大阪府知事 (福祉部子ども室)	平成27年6月 12日
4	小児慢性特定疾病医療費の助成に関する事務についての基礎項目評価書	大阪府知事 (健康医療部保健医療室)	平成27年6月 12日
5	府税の賦課徴収関係事務に係る基礎項目評価書 府税の賦課徴収関係事務に係る全項目評価書	大阪府知事 (財務部税務局)	平成27年7月 3日
6	里親の認定、養育里親の登録、日常生活の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務についての基礎項目評価書	大阪府知事 (福祉部子ども室)	平成27年7月 14日
7	生活保護の決定及び実施等に関する事務についての基礎項目評価書	大阪府知事 (福祉部地域福祉推進室)	平成27年7月 24日
8	障害者総合支援法による自立支援医療費（精神通院）支給認定に関する事務 基礎項目評価書	大阪府知事 (こころの健康総合センター)	平成27年7月 24日
9	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書	大阪府知事 (こころの健康総合センター)	平成27年7月 24日
10	身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書	大阪府知事 (障がい者自立相談支援センター)	平成27年7月 24日
11	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務 基礎項目評価書	大阪府知事 (福祉部子ども室)	平成27年7月 24日
12	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書	大阪府知事 (健康医療部保健医療室)	平成27年10月 26日
13	大阪府営住宅の管理事務に係る基礎項目評価書 大阪府営住宅の管理事務に係る全項目評価書	大阪府知事 (住宅まちづくり部住宅経営室)	平成28年3月 25日

大阪府教育委員会

評価書番号	評価書名	評価実施機関	公表日
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立高等学校） 基礎項目評価書 高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立高等学校） 全項目評価書	大阪府教育委員会 (施設財務課)	平成27年10月 5日
2	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価書	大阪府教育委員会 (教育振興室)	平成27年10月 26日

大阪府特定個人情報保護評価諮問手続等実施要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1～第4 (略)	第1～第4 (略)
第5 特定個人情報保護評価の見直し	第5 特定個人情報保護評価の見直し
1 特定個人情報保護評価書の記載事項の見直し及び変更	1 特定個人情報保護評価書の記載事項の見直し及び変更
(1) 担当所属は、毎年度又は隨時に公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、必要に応じて記載事項を変更する。	担当所属は、毎年度、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、必要に応じて記載事項を変更する。
(2) 担当所属は、 <u>重点項目評価書及び全項目評価書の記載事項を変更する場合は、審議会の求めに応じ、変更前に、審議会に変更内容の説明を行う。</u>	
2～3 (略)	2～3 (略)
第6～第7 (略)	第6～第7 (略)
附則	附則
この要領は、平成27年1月1日から施行する。	この要領は、平成27年1月1日から施行する。
この要領は、平成28年1月1日から施行する。	この要領は、平成28年1月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。	この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年9月1日から施行する。	

大阪府特定個人情報保護評価諮問手続等実施要領

第1 目的

この要領は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）に基づき府が行う特定個人情報保護評価に係る大阪府個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への諮問手続等について必要な事項を定める。

第2 定義

この要領において使用する用語は、番号法、規則、指針及び大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

第3 適用範囲

この要領は、番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第9条第2項の規定により地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務を所掌する所属（以下「担当所属」という。）に対して適用する。

第4 特定個人情報保護評価の実施手続

1 特定個人情報保護評価計画管理書の作成

- (1) 担当所属は、特定個人情報保護評価を実施する前に、当該評価に係る事務やシステムの概要等を整理した資料を府政情報室に提出する。
- (2) 府政情報室は、指針等に基づき、担当所属が最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、(1)で提出された資料により特定個人情報保護評価計画管理書を作成する。

2 しきい値判断

担当所属は、特定個人情報ファイルを保有しようとする事務において、対象人数（特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の総数をいう。）、取扱者数（特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者（当該事務を委託している場合、委託先において特定個人情報ファイルを取り扱う者の数を含む。）の数をいう。）及び特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類等を判断する。

3 特定個人情報保護評価書の作成

担当所属は、しきい値判断の結果に従い、特定個人情報保護評価を実施し、次に掲げる特定個人情報保護評価書を作成する。

- (1) 基礎項目評価書
- (2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- (3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

4 パブリックコメント手続の実施

- (1) 担当所属は、重点項目評価書又は全項目評価書を作成したときは、原則として当該重点項目評価書又は当該全項目評価書の全ての内容について、「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」等により府民等の意見を求める。
- (2) 担当所属は、府民等から得られた意見を十分に考慮した上で、当該重点項目評価書又は当該全項目評価書に必要な見直しを行う。

5 審議会への諮問

- (1) 担当所属は、4(2)により必要な見直しを行った重点項目評価書又は全項目評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて審議会に諮問する。
- (2) 諮問に当たり、担当所属は、次に掲げる書類を審議会に提出するとともに、審議会に出席し、必要な説明を行う。

ア 諒問書

イ 重点項目評価書又は全項目評価書

ウ 基礎項目評価書

エ 事務フロー図、システム概要等その他必要な書類

6 特定個人情報保護評価書の提出

- (1) 担当所属は、審議会の意見を踏まえ、重点項目評価書又は全項目評価書に必要な見直しを行った上で、基礎項目評価書とともに府政情報室に提出する。
- (2) 府政情報室は、3(1)により作成した基礎項目評価書及び6(1)の手続を経た特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提出するとともに、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、委員会に提出する。

7 特定個人情報保護評価書の公表

担当所属は、特定個人情報保護評価書が委員会に提出されたことを確認した後速やかに、次の方法により、当該特定個人情報保護評価書を原則として全て公表する。

- (1) 担当所属ホームページへの掲載
- (2) 担当所属執務室内での備付け
- (3) 府政情報センターでの開架

第5 特定個人情報保護評価の見直し

1 特定個人情報保護評価書の記載事項の見直し及び変更

- (1) 担当所属は、毎年度又は隨時に、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、必要に応じて記載事項を変更する。
- (2) 担当所属は、重点項目評価書及び全項目評価書の記載事項を変更する場合は、審議会の求めに応じ、変更前に、審議会に変更内容の説明を行う。

2 変更後の特定個人情報保護評価書の提出

- (1) 担当所属は、特定個人情報保護評価書の記載事項を変更した場合は変更後の評価書を府政情報室に提出する。
- (2) 府政情報室は、変更した特定個人情報保護評価書を委員会に提出するとともに、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、委員会に提出する。

3 変更後の特定個人情報保護評価書の公表

担当所属は、当該特定個人情報保護評価書が委員会に提出されたことを確認した後速やかに、第4の7の方法により当該特定個人情報保護評価書を公表する。

第6 特定個人情報保護評価の再実施

1 重要な変更を行う場合

担当所属は、保有する特定個人情報ファイルに指針で規定する重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、第4の方法に準じて特定個人情報保護評価を再実施する。

2 特定個人情報に係る重大な事故が発生した場合

担当所属は、評価実施機関において、特定個人情報に係る重大事故が発生した場合であって、当該重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されるときは、当該重大事故の発生後速やかに、第4の方法に準じて特定個人情報保護評価を再実施する。

3 しきい値判断調査での判断結果に変更がある場合

担当所属は、第5の見直しの結果、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、速やかに第4の方法に準じて特定個人情報保護評価を再実施する。

4 一定期間経過後の再実施

担当所属は、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、第4の方法に準じて特定個人情報保護評価を再実施する。

第7 事務を終了した場合の手続

1 特定個人情報保護評価書の提出

(1) 担当所属は、特定個人情報保護評価を実施した事務を終了した場合は、特定個人情報保護評価書に事務の終了と明記し、当該特定個人情報保護評価書を府政情報室に提出する。

(2) 府政情報室は、当該特定個人情報保護評価書を委員会に提出するとともに、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、委員会に提出する。

2 特定個人情報保護評価書の公表

担当所属は、当該特定個人情報保護評価書が委員会に提出されたことを確認した後速やかに、第4の7の方法により当該特定個人情報保護評価書を公表する。

なお、当該特定個人情報保護評価書は、事務の終了後、3年間公表する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

3. 番号法第9条第2項の条例で定める事務 (独自利用事務)に係る情報連携について

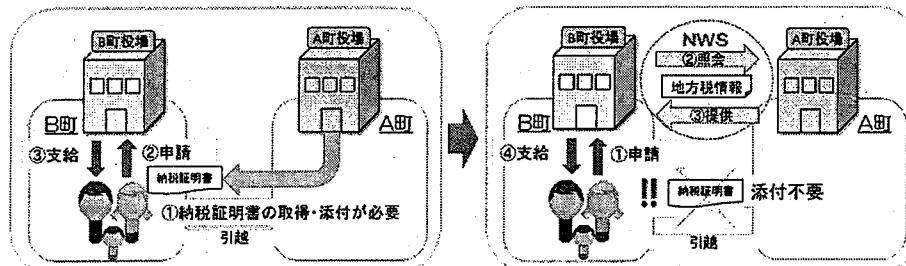
目 次

- (1) 独自利用事務に係る情報連携について
- (2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等について
- (3) 個人情報保護委員会規則の制定に向けた検討について

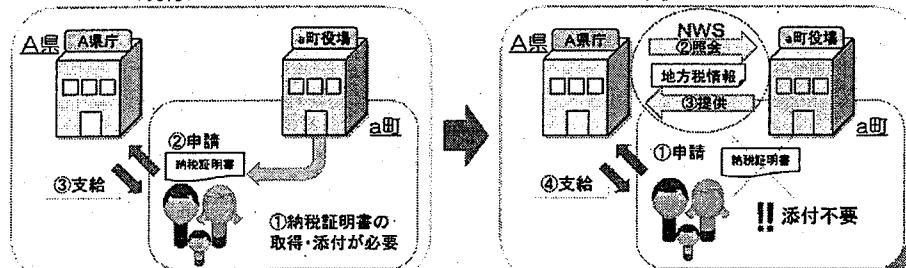
(1) 独自利用事務に係る情報連携について① (番号法新第19条第8号)

地方公共団体が条例で定める事務についても情報連携を行うことで、添付書類の削減等住民へのメリットを提供できるほか、他の地方公共団体等他の機関からの照会対応を効率化。

例1：子ども医療費助成事務の場合 ※B町に対して申請
<現行>



例2：就学の援助事務の場合 ※A県に対して申請
<現行>

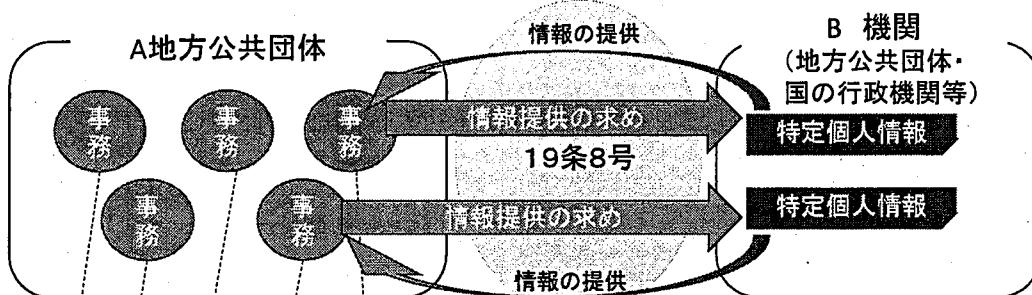


34

(1) 独自利用事務に係る情報連携について② (番号法新第19条第8号)

番号法第9条第2項（抄）

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（中略）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

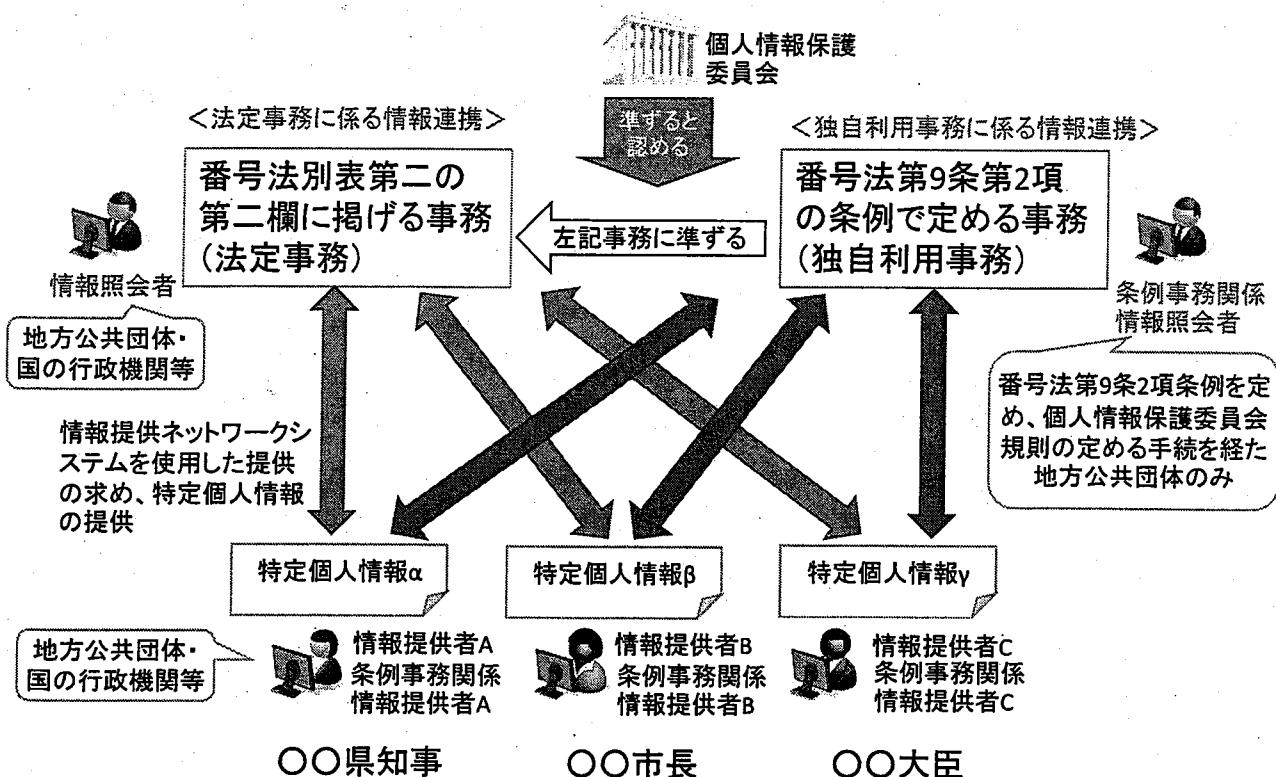


番号法第9条第2項の条例で定める事務
(独自利用事務)
→A団体内で個人番号を利用可

番号法第19条第8号に基づき、地方公共団体が同法第9条第2項の条例で定める事務についても情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる。
⇒ 詳細は個人情報保護委員会規則に委任

35

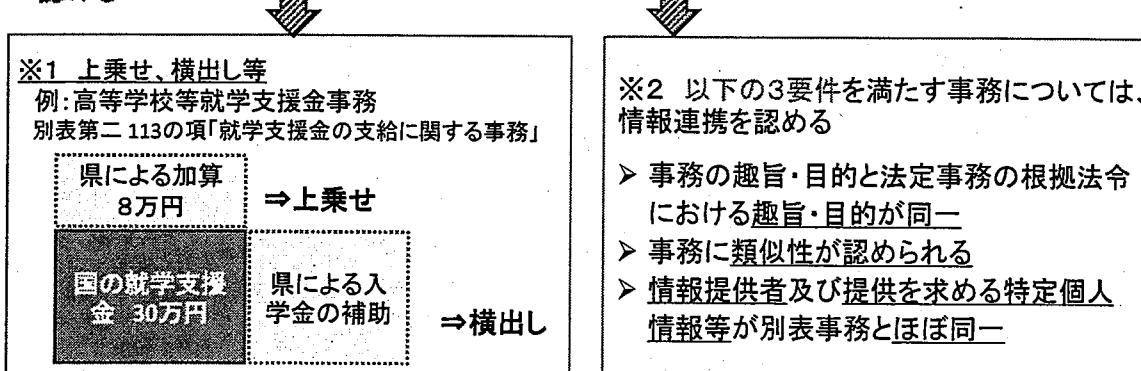
(1) 独自利用事務に係る情報連携について③ (番号法新第19条第8号)



36

(1) 独自利用事務に係る情報連携について④ (番号法新第19条第8号)

- ① 番号法別表第二に掲げられていない事務 → 独自利用事務の情報連携の対象外
- ② 番号法別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務
→ 番号の利用・提供については法所管省庁に委ねられていることから、独自利用事務の情報連携の検討からは除外
- ③ 番号法別表第二に掲げられた事務に準ずる事務
→ いわゆる上乗せ、横出し等※1については一定の基準※2を設けて独自利用事務の情報連携を認める



37

(2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

◆ 委員会で公表済の情報連携の対象となる独自利用事務の事例

※ () 内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るもの除く。) (18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日
社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ⑦ 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務 (法定事務に係るもの除く。) (31)
※ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務
であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金
に係る事務) (37)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)

(次ページへ続く)

38

- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 (67、108)
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 (67、108)
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下
「障害者総合支援法」という。) に基づく地域生活支援事業の実施に関する
事務 (日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (67、108)
※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が
定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務 (67、108)
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務 (94)
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務 (94)
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務 (介護用品支給に関する事務、日常生活
用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する
事務等 (介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。)) (94)
※ 介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令
が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務 (97)
- ㉔ 学資の貸与に関する事務 (106)
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施して
いる事務 (113)
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務 (113)
- ㉗ 就学援助に関する事務 (小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。) (113)
- ㉘ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務 (113)

39

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の 拡大について

◆ 主務省令が未制定の事務に準ずる独自利用事務の情報連携について

次に掲げる2事務に準ずる独自利用事務についても、平成29年7月から開始予定の情報連携の対象とする。

○子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
(番号法別表第2 第116の項)

- ・保育所保育料の減免・免除に関する事務【新規】
- ・幼稚園就園奨励費の支給に関する事務【⑧事務として公表済】
- ・子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務【新規】

○難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法別表第2 第120の項)

- ・難病患者の医療費助成に関する事務【新規】
- ・不妊治療費用の補助に関する事務【新規】

○大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

平成二十七年十一月二日

大阪府条例第八十五号

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例を公布する。

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、法第二条第十項に規定する個人番号利用事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号利用事務)

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の中欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務とする。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

別表（第二条関係）

項	機関	事務
一	知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条各号（第三号を除く。）に掲げるもの（私立のもの及び公立大学法人大阪府立大学の設置するものに限る。）をいう。）への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
二	知事	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの
三	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
四	教育委員会	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条各号（第三号を除く。）に掲げるもの（国立及び公立（公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。）のものに限る。）をいう。）への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

○大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則

平成二十七年十二月二十八日

大阪府規則第百五十一号

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則を公布する。

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成二十七年大阪府条例第八十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号利用事務)

第二条 条例別表一の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 授業料に係る補助金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下この条において「法」という。）第六条の規定により支給する高等学校等就学支援金（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）附則第二条の規定によりなお従前の例により支給されることとされる高等学校等就学支援金を含む。）に併せて支給する補助金をいう。）に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- 二 授業料に係る交付金（法第六条の規定により支給する高等学校等就学支援金に相当する額を支給する交付金をいう。第五条第一号において同じ。）に係る申請等（申請又は届出をいう。以下この号及び第五条第一号において同じ。）の受理、当該申請等に係る事実についての審査又は当該申請等に対する応答に関する事務
- 三 授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第三条 条例別表二の項の規則で定める事務は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に準じて行う次に掲げる事務とする。

- 一 保護の実施に関する事務
- 二 保護の開始若しくは変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- 三 職権による保護の開始又は変更に関する事務
- 四 保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 給付金（法第五十五条の四第一項の規定により支給する就労自立給付金に準じて支給する給付金をいう。）の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- 六 保護に要する費用の返還に関する事務
- 七 徹収金（法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定により徹収する徹収金に準じて徹収する徹収金をいう。）の徹収に関する事務

第四条 条例別表三の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定により支弁する経費に準じて支弁する経費の算定に必要な資料の受理、当該資料に係る事実についての審査又は当該資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第五条 条例別表四の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 授業料に係る交付金に係る申請等の受理、当該申請等に係る事実についての審査又は当該申請等に対する応答に関する事務
- 二 授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- 三 授業料の免除に係る申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。